

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.5

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)  
弁護士 菊池 僚太

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 令和3年12月15日

【提出日】 令和3年12月21日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 単体株券等保有割合が1%以上減少したこと及び株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社シノケングループ
証券コード	8909
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ダラル・ストリート・エルエルシー(Dalal Street, LLC.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国テキサス州78746-6414 オースティン、エス・キャピタル・オブ・テキサス・ハイウェイ1250、スイート1-520
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成17年4月26日
代表者氏名	ファヘッド・ミスマール
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所/モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 菊池 僚太
電話番号	03-4578-2500

## (2)【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)
-----------------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)			1,412,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,412,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,412,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年12月15日現在)	V	36,380,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.88
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.98

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ダンドー・ファンド・エルエルシー(Dhandho Funds LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国テキサス州78746-6414 オースティン、エス・キャピタル・オブ・テキサス・ハイウェイ1250、スイート1-520
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成28年1月4日
代表者氏名	ファヘッド・ミスマール
代表者役職	マネージャー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 菊池 僚太
電話番号	03-4578-2500

## (2) 【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			486,631
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 486,631
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T	486,631
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年12月15日現在)	V	36,380,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		1.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.34

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

## 第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1 【提出者及び共同保有者】

- (1) ダラル・ストリート・エルエルシー(Dalal Street, LLC.)
- (2) ダンドー・ファンド・エルエルシー(Dhandho Funds LLC)

## 2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,899,431
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,899,431
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	1,899,431
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年12月15日現在)	V	36,380,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.22
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		6.32

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ダラル・ストリート・エルエルシー (Dalal Street, LLC.)	1,412,800	3.88
ダンドー・ファンド・エルエルシー (Dhandho Funds LLC)	486,631	1.34
合計	1,899,431	5.22